

第 12 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和5年12月18日(月) 午前10時00分

場 所 津市美里庁舎 2階 会議室1

出席部会委員 1 小澤 哲男・2 川邊 千秋・3 下井 弘・4 田村 明
8 喜多 義幸・9 竹尾 泰・10 田中 茂人
11 清水 喜代己・12 平松 崇己・13 横山 光次
19 太田 義政・21 坂野 大徹

以上12名

欠席委員 5 若林 卓哉、23 水谷 隆

出席部会員外委員

議 長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 野村事務局長・加賀次長・江副主査

総合支所 河芸：本郷副主幹 芸濃：柴田担当副主幹 美里：中瀬担当副主幹
安濃：横井担当副主幹

議事録署名者 21 坂野 大徹・1 小澤 哲男

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 時効取得による所有権移転について
報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)
報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)
報告第8号 農地所有適格法人の報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について(区分地上権)
議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借権)
議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)
議案第9号 非農地証明願について

議案第10号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について〈別冊〉

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第12回第1農地部会を開催させていただきます。
 本日の欠席は、5番 若林 卓哉委員、23番 水谷 隆委員の2名で、出席委員は12名です。
 議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 21番 坂野 大徹委員、1番 小澤 哲男委員よろしくお願いします。
 それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
 事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。
 64ページの議案第1号、番号5をご覧ください。
 この案件につきまして、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いいたします。
 また、この削除に伴い、64ページの下合計欄について、合計13筆を12筆に、計9,331.68㎡を7,824.68㎡に、そして田7,713.68㎡を6,206.68㎡に修正をお願いします。
 つづきまして、65ページの議案第2号、番号2から番号4をご覧ください。
 これらの案件につきまして、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いいたします。
 また、これらの削除に伴い、65ページの下合計欄について、合計10筆を3筆に、計10,262㎡を3,097㎡に、そして田10,262㎡を3,097㎡に修正をお願いします。
 訂正は以上になります。申し訳ありませんでした。

 それでは、議案書の1ページから42ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から番号126で、件数126件、合計面積は604,945.07㎡で、その内訳は田が603,847.07㎡で畑が1,098㎡でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

 43ページから55ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
 番号1から22で、件数は22件、合計面積は77,703.05㎡で、その内訳は田が65,210㎡、畑が12,493.05㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

56 ページをお願いいたします。

報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1 権利者 _____、申請地は田で、取得年月日は昭和57年12月6日でございます。

以上、件数は1件、合計面積は1,886㎡で、すべて田でございます。

これらの案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

57 ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1 一般個人住宅用地

以上、件数は1件、合計面積は21㎡で、すべて畑でございます。

58 ページから59 ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1 資材置場及び駐車場用地

番号2 駐車場、車庫及び物置用地

番号3 一般個人住宅用地

番号4 サービス付き高齢者向け住宅用地

番号5 一般個人住宅用地

番号6 駐車場用地

番号7 一般個人住宅用地

以上、件数は7件、合計面積は9,191㎡で、その内訳は田が6,857㎡、畑が2,334㎡でございます。

60 ページをお願いします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。

番号1 資材置場用地（一時転用）

以上、件数は1件、合計面積は432㎡ですべて畑でございます。

61 ページをお願いします。

報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1、番号2 一般個人住宅用地

以上、件数は2件、合計面積は712㎡でその内訳は田が366㎡、畑が346㎡でございます。

62 ページをお願いします。

報告第8号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1 _____、主たる耕作物は榊。耕作面積は、田が30.92ha、畑が9.8ha、採草放牧地が4.5ha、合計45.22ha。

以上、件数は1件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のす

べてを満たしております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

議 長

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、63ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 櫛形、申請地 分部上頭____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,986㎡、受人 ____、面積 951,581㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、遠方による耕作不便のためです。

番号2、地区 豊津、申請地 河芸町影重沢____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,012㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、受贈のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 明、申請地 芸濃町林滝ヶ谷____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,324㎡、受人 ____、面積 13,841㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号4、地区 草生、申請地 安濃町草生日焼____、登記地目・現況地目とも田、面積 505㎡ 外5筆、合計面積 1,884.68㎡、受人 ____、面積 2,073㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、遠方による耕作不便のためです。

64ページをお願いします。

番号6、地区 長野、申請地 美里町北長野関之内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 445㎡、受人 ____、面積 7,547㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号7、地区 高宮、申請地 美里町足坂中平尾____、登記地目・現況地目とも畑、面積 628㎡ 外1筆、合計面積 1,173㎡、受人 ____、面積 7,703.57㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、遠方による耕作不便のためです。

以上、件数は6件、面積は7,824.68㎡で、このうち田が6,206.68㎡、畑が1,618㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地

域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 櫛形、お願いします。

小澤委員 1番小澤です。問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 番号2、地区 豊津、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。事務局の説明通り何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 番号3、地区 明、お願いします。

竹尾委員 9番竹尾です。12月8日に事務局と推進委員とで現地確認をしました。
_____からちょっと東へ行った、自動車道と隣接している谷があります。以前は田んぼであったのですが、耕作されていない放棄地です。ここを埋め立てて野菜作りをしたいという希望です。まあ問題ないかなと判断しました。

議 長 番号4、地区 草生、お願いします。

横山委員 13番横山です。先般、事務局並びに推進委員さんと現地を確認させていただきました。別に問題ないということでよろしくお願いいたします。

議 長 番号6、地区 長野、番号7、地区 高宮、お願いします。

清水委員 20番清水です。6番、7番同じなのですが、現地確認させていただきましたけれども6番も7番も問題ないということでよろしくお願いいたします。

議 長 番号5を除き、番号1から番号7について、地元委員さんから異議なしということでございます。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可をすることに決定いたします。

議 長 次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局	65ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。 番号1、地区 上野、申請地 河芸町東千里中ノ川_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,028㎡ 外2筆、合計面積 3,097㎡、借受人 _____、面積 115,068㎡、貸渡人 _____。 借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。 以上、件数は1件、合計面積は3,097㎡で、すべて田でございます。 この案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号にも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 上野、お願いいたします。
喜多委員	別に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。
議長	番号2から番号4、地区 明合 取下げはどうなりますのか。
事務局	事業計画の変更ですね。
議長	また後から出てくるということですか。
事務局	可能性はあります。
議長	番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。
事務局	66ページをお願いします。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。

番号1、地区 草生、申請地 安濃町草生岡谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 2, 386 m²の内2385. 62 m²、借受人 ____、面積 43, 727. 10 m²、貸渡人 ____。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、労力不足のためです。

番号2、地区 草生、申請地 安濃町草生岡谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 2, 214 m²の内2213. 53 m²、借受人 ____、面積 43, 727. 10 m²、貸渡人 ____。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、労力不足のためです。

以上、件数は2件、合計面積は4, 599. 15 m²で、すべて畑でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号にも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この案件に関連し、議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）及び議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）もご審議いただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、番号2、地区 草生

横山委員 13番横山です。事務局並びに推進委員さんと現地確認させていただきました、4号議案が関連するのですが、上は太陽光ということで、下を耕作されると思うのですが、今までの状況を見るときちっとされているので、別に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 番号1、番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第3号について、許可をすることに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 67ページをお願いします。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）、でございます。

番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町東豊久野____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 0 2 4 m²、区分地上権者 ____、区分地上権設定者 ____。

番号2、地区 草生、申請地 安濃町草生岡谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 2, 3 8 6 m²、区分地上権者 ____、区分地上権設定者 ____。

番号3、地区 草生、申請地 安濃町草生岡谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 2, 2 1 4 m²、区分地上権者 ____、区分地上権設定者 ____。

これら3件の設定理由は、区分地上権者及び区分地上権設定者ともに営農型太陽光による区分地上権の設定のためです。

以上、件数は3件で、面積は5, 6 2 4 m²で、すべて畑でございます。
いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項ただし書きには該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
なお、この案件に関連し、議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）もご審議いただきます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 高野尾、お願いします。

事 務 局 本日若林委員欠席につき、現地確認をして問題ない旨のお返事をいただいております。

議 長 番号2、番号3、地区 草生

横山委員 13番横山です。3号議案にも出ていましたけれども、推進委員、事務局とも問題ないということで、よろしく願いいたします。

議 長 番号1から番号3について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号について、許可をすることに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局

の説明をお願いします。

事務局

68ページをお願いします。

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 黒田、申請地 河芸町赤部四十八____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 19㎡ 外1筆、合計面積 111㎡、申請者 ____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

昭和60年頃から耕作をやめて山林とした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 明、申請地 芸濃町林北浦____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 2,525㎡ 外2筆、合計面積 5,398㎡、申請者 ____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

申請に関連し、三重県土砂等の埋立等の規制に関する条例に基づく申請及び津市開発指導要綱の届出がなされております。

許可証の交付につきましては、津市開発指導要綱との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本墓沢____、登記地目 山林、現況地目 田、面積 16㎡ 外4筆、合計面積 820.48㎡、申請者 ____。

これにつきましては、申請地を共同住宅用地とするものです。

許可証の交付につきましては、津市開発指導要綱との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、合計面積は6,329.48㎡で、このうち田が6,196㎡で畑が115.12㎡、その他が18.36㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 黒田、お願いします。

喜多委員

8番喜多です。事務局の説明通り何ら問題ございません。よろしくお願いいたします。

議 長	番号2、地区 明、番号3、地区 棕本お願いします。
竹尾委員	9番竹尾です。12月8日に、この案件につきましては、本庁からも、会長さん、部会長さんにも来ていただいて、現地確認をしていただきました。伊勢道に隣接するところです。以前に申請者が購入し、今度はそこを埋め立てるということです。特に問題ないと判断させていただきました。 3番につきましては現在共同住宅が建っている所に、同じ方が共同住宅を建てるということです。これについても特に問題ないと判断しました。
議 長	番号1から番号3について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第5号について、許可をすることに決定いたします。 次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	69ページをお願いします。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)でございます。 番号1、地区 雲出、申請地 雲出本郷町荒木____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,307㎡、受人 ____、渡人 ____。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、496.2㎡、メンテナンススペースを確保するため、パネル設置率は、38%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 安西、申請地 芸濃町岡本前川原____、登記地目・現況地目とも畑、面積 304㎡ 外1筆、合計面積 651㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、279.8㎡、パネル設置率は、42.9%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区 安西、申請地 芸濃町岡本前川原____、登記地目・現況地目とも畑、面積 244㎡ 外2筆、合計面積 974㎡、受人 ____、渡人 ____。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、371.4㎡、申請地の一部が不整形地のため、パネル設置率は、38.1%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 安西、申請地 芸濃町小野平二子塚____、登記地目 畑、
現況地目 宅地、面積 115㎡ 外2筆、合計面積 462㎡、受人 ____
、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

平成4年頃より倉庫を建築し、使用してきた旨の始末書の提出がありますこと
から、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 明、申請地 芸濃町忍田八之坪____、登記地目・現況地
目とも田、面積 849㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、350.88㎡、パネル設置率は、41.3%になりま
す。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

70ページをお願いします。

番号6、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本新横山____、登記地目 畑、
現況地目 雑種地、面積 413㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

令和2年頃から受人に駐車場として貸していた旨の始末書の提出があります
ことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本森____、登記地目・現況地目
とも畑、面積 390㎡ 外2筆、合計面積 1,115㎡、受人 ____、
渡人 ____ 外2名。

これにつきましては、申請地を建売住宅用地とするものです。

許可証の交付は都市計画法第29条との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 明合、申請地 芸濃町東観音寺ツヅミ____、登記地目・
現況地目とも田、面積 1,850㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を資材置場、駐車場用地とするものです。

許可証の交付につきましては津市開発指導要綱との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は8件で、合計面積は7,621㎡で、そのうち田が4,006
㎡で畑が3,615㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 雲出、お願いします。
下井委員	3番下井です。先般関係者に現地確認していただきまして、特に問題ないということです。よろしくお願いいたします。
議 長	番号2から番号4、地区 安西、お願いします。
田中委員	10番田中です。番号2番と3番、確認してまいりました。耕作放棄地になっておりまして、今回、太陽光発電されるということで、問題ないと判断しました。 4番につきましては、もう耕作しないということで、親戚の建設会社を営む方へ譲りましょうということです。問題ないものと判断いたしました。よろしくお願いいたします。
議 長	番号5、地区 明、番号6、番号7、地区棕本お願いします。
竹尾委員	9番竹尾です。12月8日関係者で現地確認をしました。特に問題ないと判断しました。 番号6、番号7についても12月8日に現地確認をいたしました。特に問題ないと判断しました。
議 長	番号8、地区 明合、お願いします。
平松委員	現地確認しまして何ら問題ないということで、よろしくお願いいたします。
議 長	番号1から番号8について、地元委員さんから、異議無しということでございます。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	71ページをお願いします。 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。 番号1、地区 楡形、申請地 分部宮ノ谷____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 1,477㎡、借受人 ____、貸渡人 ____。 これにつきましては、申請地を貸資材置場用地（一時転用）とするものです。 この案件につきましては、本年2月の審議で一時転用の許可をしたものです

が、山土の搬出先である開発計画が遅れていることから、再度、期間を延長する一時転用の申請がなされたものです。

一時転用期間は令和7年9月30日までとなります。

農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。

以上、件数は1件で、合計面積は1,477㎡で、すべて田でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 櫛形、お願いします。

小澤委員 1番小澤です。12月8日に現地確認しました。事務局の説明通りで令和7年9月30日までということですが、令和6年2月ごろには搬出を終え、3月、4月には田に戻すということです。また、確認するということです。よろしくお願いします。

議 長 これは、現地確認3回目になりまして、一次転用の期間を延期するということです。番号1について、地元委員さんから、異議なしということでございます。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第7号について、許可をすることに決定いたします。

次に議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 72ページをお願いします。

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。

番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町東豊久野____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,024㎡の内0.28㎡、地上権者 ____、地上権設定者 ____。

番号2、地区 草生、申請地 安濃町草生岡谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 2,386㎡の内0.38㎡、地上権者 ____、地上権設定者 ____。

番号3、地区 草生、申請地 安濃町草生岡谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 2,214㎡の内0.47㎡、地上権者 ____、地上権

設定者 _____。

これら3件につきましては申請地を10年間、営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

農地区分は、いずれも農用地区域内農地と判断されます。

以上、件数は3件で、合計面積は1.13㎡、すべて畑でございます。

いずれの案件につきましても、許可要件である、転用の確実性・周辺農地への被害防除措置、下部の営農計画が一時転用許可期間中に適切な継続が確実であるか、農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっているか、支柱の高さが2M以上を確保し、農業機械等の利用が可能であることを確認したところ、特に問題がないものと判断され、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 高野尾、お願いします

事 務 局 欠席した若林委員より、問題ない旨の報告をいただいております。

議 長 番号2、番号3、地区 草生、お願いします

横山委員 13番横山です。太陽光の下は_____さんの耕作で榊を栽培されると思われますので、問題ないということでよろしくお願いいたします

議 長 番号1から番号3について、地元委員さんから、異議なしというご発言でございます。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第8号については、許可をすることといたします。

次に議案第9号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 73ページをお願いします。

議案第9号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 高宮、願出者 _____、申請地 美里町足坂東之垣内 _____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 79㎡ 外1筆、合計面積 386㎡。

これにつきましては、令和5年度固定資産課税台帳記載事項証明書により、申請地に大正15年に住宅を建築、昭和58年に倉庫を建築し現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過して

いる土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 高宮

清水委員 11番清水です。現地へ行きましたが、事務局の報告の通り、問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第9号については、証明することといたします。

次に別冊でお配りしました、議案10号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第10号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で133, 704㎡、契約件数は32件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で15, 204㎡、契約件数は6件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で52, 930㎡、畑の賃貸借で3, 083㎡契約件数は15件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で36, 314㎡、畑の使用貸借で183㎡、契約件数は13件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で25, 066㎡、契約件数は9件でございます。

香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて263, 218㎡、畑の集積は、賃貸借、使用貸借で3, 266㎡、合計契約件数は75件、合計面積は266, 484㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区 23 件、河芸地区 3 件、安濃地区 12 件、芸濃地区 12 件、美里地区 8 件で合計 58 件、合計面積は 236,795 m²でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で 77.3%、面積で 88.8%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて、「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は 5 ページにあります 2-1-2 の 1 件になり、整理番号の左側の欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

次に、2 枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当する案件はございません。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。今月分については、議事参与の制限に該当する案件がありませんので、このまま審議をお願いします。

事務局に聞きたいのですが、これまで相対なり、農協さん経由のものが、中間管理機構の管理になるから新規扱いになるのですか。

事 務 局 契約上は新規扱いになります。

議 長 相対から、新規契約になるのですな。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。
以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これをもって、第 12 回第 1 農地部会を終了いたします。

午前 10 時 52 分

令和 5 年 12 月 18 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____